

やまぐち若者定住応援事業 よくある質問

1 申請条件

質 問	回 答
1 対象者を満29歳以下としているのはなぜですか？	本制度は、20代の若者を中心に、県外への転出超過が拡大しているという本県の現状を捉え、20代の若者をターゲットとして、本県への定着・還流を促進するとともに、雇用の流動性の高い若者の将来的な転職等による県外流出を抑制することを目的としています。そのため、申請者又は配偶者のいずれかが満29歳以下の方を対象としています。
2 補助対象となる基準は、住宅を取得する時点や居住する時点なのか、いつの段階で29歳以下でなければならないのですか？	居住開始時点で満29歳以下である必要があります。
3 夫婦のどちらかが満29歳以下、もう片方が30歳以上という場合は対象になりますか。	今回の事例も含め、夫婦のどちらかが満29歳以下であれば対象となります。
4 令和8年度から、補助対象期間を「申請者が（夫婦の場合は夫婦のいずれもが）29歳に達する年度の末までの間、もしくは最低5年間のいずれか長い期間」に拡充したようですが、どのような場合にこの拡充内容が適用されますか。	居住開始時点で年齢要件（夫婦のどちらかが満年齢29歳以下）を満たす申請者のうち、居住開始日が令和8年4月1日以降の申請者が適用対象となります。 ※令和8年3月31日以前に居住開始した場合は、申請日が令和8年4月以降の場合でも拡充前の内容を適用し、令和8年4月1日以降に居住開始した場合は、拡充後の内容を適用します。
5 令和8年4月1日から居住・返済を開始し、令和8年度中に夫婦ともに29歳になる場合、補助対象期間はどのようになりますか。	お示しの事例では、「最低5年間」の補助となるため、補助対象期間は令和8年4月から令和14年3月（令和13年度末）までとなります。
6 令和8年4月1日から居住・返済を開始し、令和15年度中に夫婦ともに29歳になる場合、補助対象期間はどのようになりますか。	お示しの事例では、「夫婦のいずれもが29歳に達する年度の末まで」補助するため、補助対象期間は令和8年4月から令和16年3月（令和15年度末）までとなります。
7 4月1日生まれの満29歳に達する日の取扱はどうなりますか。	年齢計算二関スル法律及び民法第143条により、X年4月2日からX+1年4月1日までに生まれた方を同一の対象区分とします。 このため、令和8年度の場合、1997年4月2日以降に生まれた方が対象となります。
8 令和7年3月末に居住しましたが、対象となりますか。	対象になりません。令和7年4月1日以降に居住した方が制度の対象となり、このうち、令和8年4月1日以降に居住した方が、拡充内容の適用対象となります。
9 居住開始日は、何を以って判断するのですか。	住民票の居住開始日（転入日）により判断します。なお、住民票上の移住開始日（転入日）については、住民基本台帳ネットワークシステムにより県が確認するため、原則、申請時の住民票の提出は不要です。
10 29歳に達した後、29歳に達した年度内に居住を開始した場合、対象となりますか。	対象となります。
11 29歳に達する年度の場合、いつまでに居住を開始した場合、対象となりますか。	（29歳に達する年度の）3月までに居住を開始した場合、補助対象となります。
12 諸般の事情により、ローン契約から対象住宅への入居まで3か月を要します。その間の支払利息は対象となりますか。	当該住宅へ居住を開始した月以降の返済利息が補助対象となります（入居までの支払利息は補助対象外です）。
13 令和7年4月にローンにより住宅を取得しましたが、ローン元金の据置期間が半年あり、令和7年4月から9月までは利息のみを返済し、令和7年10月以降、利息と元金の返済を始めます。この場合の補助対象期間はどのようになりますか。	令和7年4月以降の返済利息が補助対象となります（ローン元金の据置期間に支払った利息についても対象となります）。
14 令和7年4月にローンにより住宅を取得しましたが、ローン（元金・利息）の据置期間が半年あり、令和7年4月から9月までは何の返済もなく、令和7年10月以降、利息と元金の返済を始めます。この場合の補助対象期間はどのようになりますか。	令和7年10月以降の返済利息が補助対象となります。
15 補助申請ができる期間はいつまでですか。	<申請初年度> 居住開始から6か月以内に申請してください。 ただし、令和8年10月から12月の間に居住開始した場合は、令和9年3月末までに申請してください。 <2年度目以降> 9月30日までに申請してください。

16	夫婦それぞれが主債務者となってローンを組み借入を行っています。それぞれが補助申請をすることができますか？	夫婦どちらか一方が申請者となり、申請してください。 なお、申請者又は配偶者等のいずれか遅い方が満29歳になる年度末までの間を補助対象期間とするとともに、同一の補助対象住宅の取得に係る融資の返済利息額を合算した額を補助対象経費とします。
17	所得制限はありますか。	ありません。
18	親族等からの借り入れは、対象となりますか。	住宅を購入、新築するために必要な資金を、金融機関、独立行政法人住宅金融支援機構等から借り入れた方を対象としており、親族等からの借り入れは対象外となります。
19	省エネ基準を満たす住宅でないため、住宅ローン減税を受けられませんが、補助対象となりますか。	本制度の補助要件に適合すれば対象となります。
20	住宅ローン減税を受けることにしていますが、補助対象となりますか。	本制度の補助要件に適合すれば対象となります。
21	県の住宅取得支援事業（山口県ゼロ・エネルギー・ハウス啓発・導入支援補助金、やまぐち木の家づくり推進事業補助金）や市町の住宅支援事業と併用できますか。	本制度の補助要件に適合すれば対象となります。
22	戸建て住宅だけでなく、マンションも対象となりますか。	マンションも対象となります。
23	土地の購入費や登記費用、火災保険などの諸費用については対象となりますか。	お示しの費用が住宅ローンに含まれていれば、対象となります。
24	中古住宅購入と同時にリフォームをする場合の住宅ローンは対象となりますか。	中古住宅の物件の購入費用とリフォーム費用をまとめて一括で借入する場合は対象となります。
25	親が住んでいた県内の住宅を譲り受けることになり、譲り受けるにあたって、ローンを借りてリフォームを行います。この場合のリフォーム費用は対象になりますか。	お示しの事例の場合は対象となりません。
26	耐震基準を満たさない中古住宅を取得しましたが、補助対象となりますか。	中古住宅は、耐震基準に適合する住宅のみ対象となります。
27	住宅取得しましたが、週の半分を県外で生活しています。補助の対象となるでしょうか。なお、配偶者は、県外で住民登録をしています。	自ら居住する目的で取得した住宅に居住することを補助要件としており、当該住宅の住所に住民登録した日をもって、申請者の年齢要件等により対象となります。 なお、年齢要件を備えた配偶者が、その後に当該住宅に居住を開始したとしても補助対象期間の変更はしません。
28	併用住宅（居住の用以外の用に供する部分がある場合）は、対象となりますか。	住宅ローン（居住の用に供するもの）が対象となります。
29	2世帯住宅の場合はどうなりますか。	申請者及び配偶者等が所有し、居住する住宅の住宅ローンが対象となります。 ※申請者及び配偶者等の「親」が支払う住宅ローンについては対象外となります。
30	親子ローン（ペアローン、リレーローン）の場合はどうなりますか。	ペアローンの場合、申請者及び配偶者等が支払う住宅ローンが対象となります。 リレーローンの場合、申請者及び配偶者等が29歳に対する年度の末までに支払う住宅ローンが対象となります。 ※どちらの場合も申請者及び配偶者等の「親」が支払う住宅ローンについては対象外となります。
31	20代（単身）ですが、親との同居のため、県内に家を購入予定です。この場合、補助対象になりますか。	20代の方が支払う住宅ローンについては、対象となります。 ※「親」が支払う住宅ローンについては対象外となります。
32	居住後、補助要件を満たす年齢（満29歳以下）の者と結婚する予定ですが、補助対象期間はどのようになりますか。	当該住宅への居住時点を基準としますので、居住時点において婚姻関係がない場合、申請者のみの年齢をもって補助対象期間を設定します。
33	夫婦の一方のみが29歳以下の場合、住宅の名義は、共同名義（29歳以下の方が名義人である）である必要はありますか。	共同名義である必要はありません。
34	5年以上の居住要件がありますが、居住後5年以内に転居した場合はどうなりますか。	5年以内に、転職等の自己都合により県外へ転居する場合又は当該住宅を売却、譲渡、賃貸した場合は、補助対象期間の補助額の全額を返還していただきます。
35	補助対象期間において、転勤することになりました。補助対象期間はどのようになりますか。	世帯の場合における申請者又は配偶者の一方が、転勤、親族の介護等やむを得ない事情により対象住宅に居住しなくなった場合でも、他方の者が対象住宅に継続して居住している場合は、申請時の補助対象期間となります。
36	補助対象期間において、補助要件を満たす年齢（満30歳以下）の者が死亡（離婚、別居等）により、居住実態がなくなりました。補助対象期間はどのようになりますか。	居住の欠格事由が死亡、離婚、別居等の場合は、引き続き対象住宅に居住する申請者又は配偶者等の年齢に基づく補助対象期間となります。 なお、世帯の場合における申請者又は配偶者等のいずれか一方のみが補助要件に適合している場合であって、当該要件適合者が死亡等のやむを得ない事情により居住実態がなくなった場合は、当該事由が発生した月までを補助対象期間となります。
37	申請者の転勤（数年後に対象住宅へ戻る予定）により、配偶者ととも県外に転居した場合、補助対象期間はどのようになるのか。	申請者又は世帯の場合における申請者及び配偶者等のいずれもが、転勤等やむを得ない事情により対象住宅に居住しなくなった場合は、当該事由が発生した月までが補助対象期間となります。

2 申請手続

	質 問	回 答
1	申請窓口はどこですか。	居住されている市町に受付窓口を設置していますので、申請書類を提出してください。
2	郵送により申請書を提出することはできますか。	可能です。居住する市町の窓口へ郵送してください。
3	オンラインによる申請はできますか。	県の電子申請システムによる申請を受け付けます。ただし、提出書類は全て電子データにしてください必要があります。
4	電子メールによる申請書の提出はできますか。	電子メールによる提出は認めていません。
5	県の担当課（中山間・地域振興課）へ直接申請することはできますか。	市町の窓口又は、電子申請システムによる申請をお願いします。
6	申請者本人が窓口での申請手続きをすることができない場合、配偶者や親族等が代わりに申請手続きを行うことはできますか。	申請者本人が窓口での申込手続きをすることができない場合 (1)申請者の配偶者 手続可能 (2)上記(1)以外 手続可能（委任状及び代理人の本人確認書類が必要） ※委任状様式については、県HPにも掲載しています。
7	当該年度の補助金の交付対象額及び対象期間はどのようになっていますか。	1月から12月までを1年の単位として、当該期間に係る住宅ローンの返済利息額の1/2（上限12万円）を補助（千円未満切り捨て。）します。
8	例えば補助が3年間の場合、交付申請を3年分一括で行うことはできますか。	知事が指定する「1月から12月まで」を1年の単位として、補助金を交付することとしています。 令和7年度については、「R7年4月～12月」 令和8年度については、「R8年1月～12月」 令和9年度については、「R9年1月～12月」を対象としますので、該当年度にそれぞれ交付申請を行っていただくこととなります。

3 必要書類

	質 問	回 答
1	申請のために必要な書類は何ですか。	チェックリストを作成していますので参照してください。 《補助金交付申請》 ①交付申請書、②申請額及び実績報告額内訳書、③誓約書兼同意書、④本人確認書類、⑤住宅ローン返済予定表、⑥チェックリスト
2	誓約書兼同意書の提出は必須ですか。	初年度のみ必須です（2年度目以降は不要です）。
3	本人確認書類として運転免許証、マイナンバーカードが示されていますが、いずれも保持していません。どのような書類を提出したらよいでしょうか。	官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、氏名、住居及び生年月日の記載があるもの（住民名義の預金通帳や企業の社員証等と住民票の写し等の複数の資料による証明できるもの）を提出してください。
4	住宅ローンの返済予定表はいつ時点のものを提出すればよいですか。	固定金利を利用されている方は、補助対象期間に係る返済予定表を提出してください。 変動金利を利用されている方は、当該年度の補助金の交付対象期間（1月～12月）の利息が示されている返済予定表を提出してください。 同一住宅につき複数のローンがある場合は、関係するすべての返済予定表を提出してください。 借入先によりますが、変動金利に係る返済予定表は、毎年5月ごろに当該年の7月～12月までの返済予定表が、11月ごろに翌年の1月～6月分までの返済予定表が発行されます。
5	返済予定表が金融機関から電子交付されるのですが、どのように提出すればよいですか。	電子交付されたデータ若しくは、下記の事項が確認できる画面をコピー（スクリーンショット）して提出してください。 《確認事項》 返済者名、融資金額、返済期間、返済方法、返済開始日、補助対象期間を含む期間の融資利率並びに返済日ごとの元金及び利息の額
6	アンケートの回答は必須ですか。	本制度の効果検証や若者の定住支援策の検討のため、御協力をお願いします。
7	その他、知事が必要と認める書類とはどのようなものですか。	対象住宅が中古住宅や併用住宅の場合、複数のローン借入の場合には、追加で必要書類を提出していただく場合があります。 登記事項証明書、住宅の図面（各階平面図等）の写し等

4 実績報告

	質 問	回 答
1	申請書の提出とは別に、実績報告が必要なのですか。	申請者には、①交付申請、②実績報告、③補助金請求の3つの手続きをしていただくこととなります。 なお、補助金の交付までの基本的な流れは、①交付申請書の提出（申請者→県）、②交付決定通知（県→申請者）、③実績報告書の提出（申請者→県）、④補助金額の確定通知（県→申請者）、⑤補助金の請求（申請者→県）となります。
2	実績報告を行う時期はいつですか。	補助事業の完了後（補助対象期間の最終支払月の利息返還後）20日以内に報告してください。 ただし、最終支払月が12月の場合は、翌年の1月30日までに報告してください。 交付決定通知書を受ける前に補助事業が完了している場合は、交付決定通知書を受けた日から20日以内に報告してください。
3	実績報告に必要な書類は何ですか。	チェックリストを作成していますので参照してください。 《実績報告》①実績報告書、②ローンの返済が確認できる書類 ※ローンの返済内容が変わった場合は、「別紙1申請額及び実績報告額内訳書」も必要となります。
4	返済を行っている証明となる書類とはどのようなものか。	補助対象全期間分の「金融機関のWEBサービス等による画面の写し」や「通帳等の写し」等の返済したことがわかる書類を提出してください。
5	通帳内の実績報告に必要な部分については、黒塗り等しても（された状態のものでも）問題ないですか。	問題ありません。
6	郵送による提出はできますか。	可能です。市町の窓口あてに郵送してください。
7	交付申請と実績報告を同時に行うことはできますか。	原則として同時に行うことはできません。 ただし、交付申請時点で補助対象期間分の支払いが完了している場合に限り、交付申請と実績報告を同時に行っていただくことが可能です（記載例をご参照の上、実績報告書を作成してください）。
8	交付申請は市町の窓口で申請したのですが、実績報告はオンラインで申請できますか。	県の電子申請システムによる提出を受け付けます。 ただし、提出書類は全て電子データにしていただく必要があります。

5 請求手続

	質 問	回 答
1	申請書の提出とは別に、請求手続きが必要なのですか。	申請者には、①交付申請、②実績報告、③補助金請求の3つの手続きをしていただくこととなります。 なお、補助金の交付までの基本的な流れは、①交付申請書の提出（申請者→県）、②交付決定通知（県→申請者）、③実績報告書の提出（申請者→県）、④補助金額の確定通知（県→申請者）、⑤補助金の請求（申請者→県）となります。
2	補助金額の支払いはいつになりますか。	毎年、1月～12月分を翌年の4月又は5月に交付します。 具体的な交付日は、交付直前に決定します。
3	請求手続に必要な書類は何ですか。	チェックリストを作成していますので参照してください。 《請求手続》 ①請求書、②請求者名義の補助金振込口座の通帳の写し（金融機関の名称、支店名、預金種目、口座名義及び口座番号が確認できるもの）
4	郵送による提出はできますか。	可能です。市町の窓口あてに郵送してください。
5	交付申請は市町の窓口で申請したが、支払請求はオンラインで提出できますか。	県の電子申請システムによる提出を受け付けます。 ただし、提出書類は全て電子データにしていただく必要があります。
6	実績報告と請求手続きを同時に行うことはできますか。	可能です（記載例をご参照の上、請求書を作成してください）。

6 その他

	質 問	回 答
1	補助金を受給した場合、所得税の確定申告は必要ですか。	当該補助金は所得税法上の雑所得に該当します。 所得税の確定申告が必要となる場合がありますので、税務署へ御確認ください。 また、確定申告が不要な場合であっても、市町・県民税の申告は必要となりますので、お住いの市町の税務担当課にお問い合わせください。
2	県の担当窓口はどこになりますか。	総合企画部中山間・地域振興課地域振興企画班となります。